

京都

(株)中島商運は不当解雇を撤回せよ!

関西合同労働組合・中島商運分会

8月23日、京都府亀岡市篠田に本社を置く、(株)中島商運の、久世郡久御山町にある物流センターで働く労働者7名が、会社に参加加盟通告をおこないました。

中島道明社長のワンマン経営に従業員が団結!

彼らが、組合結成をした最大の理由は、過酷な労働条件(長時間労働)や、不透明な賃金体系、有給休暇もない、また社会3保険問題などをめぐっての不満から、働き甲斐があり、納得できる職場にしたいとの思いから、関西合同労働組合に参加し、今回の組合結成となったのです。

また彼らは、組合加盟以前から数人が団結し、社長や上司に職場の改善を申し立て要求をし、実質組合運動的行動をしていました。

ところが、中島道明社長は、それらをまったく無視、彼らの動きのエスカレートを感じ、組合通告直前の、8月15日に中心人物2名(NさんとKさん)との話し合い中に、突然2名を解雇してきました。また同じメンバーのOさんには上司であるM部長(当時)が電話で「社長からの伝言で解雇する」と言ってきたのです。また、その後組合通告時にも中島道明社長は、私たちの前に姿を見せず逃げ、対応したS専務は、全て代理人である弁護士が対応すると言ってきました。

しかし、3人のうちNさんに

(株)中島商運に労働組合結成!



対して中島道明社長は、代理人弁護士を通じて「Nさんとは業務委託の関係であり、業務委託を解除する」と言ってきたのです。Nさんは(株)中島商運の従業員として入社、賃金も中島商運からの給料明細でもらっていました。しかし本人への通告や合意も無しに、昨年12月の給料明細が一方的に(株)中島商運から(株)フードロジの明細へと書き換えられていたのです。しかも、(株)フードロジは登記こそしているが、全くのパーパー会社で車両名義は全て中島商運であり、実態はありません。

また、Kさんに対しても同時期同様に一方的に変更をしています。Kさんは業務委託ではなく(株)フードロジの従業員として解雇してきたので、中島道明社長のおこなっていることは、まったく違法と言え、合理性がありません。

また、Oさんの「解雇」につ

(裏面に続く)

10月1日 第1回団体交渉で決裂！争議通告！



いて、やはり中島道明社長は、会社の代理人弁護士を通じて、なんと「解雇はしておらず、8月15日以来無断欠勤だ」と、話しを摩り替えてきました。

また仕事中に起きた労災による対応も怠慢で、さらに症状を悪化させることとなるなど、会社の安全衛生に対する意識にも大きな問題があります。

8月23日の組合加盟通告時には、中島道明社長は、不在でしたが、S専務と連絡がついているにもかかわらず、私たちの前には現れず、こともあろうか宇治警察署に電話を入れ助けを求める始末。駆けつけた宇治署の刑事から、「中島社長から電話があった」と、知らされました。

10月1日、中京区にある代理人弁護士所属の烏丸法律事務所会議室にて、中島道明社長が初めて参加する、第一回目の団体交渉が行われました。通告後1ヶ月以上経って、やっと団体交渉に応じて来ました。

団体交渉では、3人の解雇撤回・労災申請の問題、組合員への脱退干

中島商運に対し労働基準監督署が数々の是正勧告！

渉（不当労働行為）問題などを中心に行い、脱退干渉問題に対しては、分会員全員が参加しているため、言い逃れができないからか、社長は謝罪しました。また労災手続きは、現在進めているとのこと。しかし手続きが遅れたことに関しては言及しませんでした。そして中島道明社長は、

2名の「解雇」は撤回する意思の無いこと、またもう1名に関しては、現在解雇ではないものの、職場復帰はありえないと回答しました。しかし、8月15日以来「無断欠勤」と主張する会社に、組合は、会社都合だから賃金を支払えと要求しましたが、後日回答すると回答。会社・中島道明社長の解雇撤回意思が無いため、組合は争議通告を行いました。

関西合同労働組合・中島商運分会は断固、不当解雇撤回を勝ち取り、労働者の働き甲斐のある職場にするため、ありとあらゆる手段で、闘います。中島商運で働く仲間の皆さん、また京都で働くすべての運輸労働者の皆さん、どうぞ関西合同労働組合・中島商運分会の闘いに、ご理解と支援をよろしく願います。

無料労働相談受付中！
関西合同労働組合

078-652-8847 (本部)
神戸市長田区梅ヶ香町2-5-2
<http://kansaiigodo.no-ip.org/main/>